

## 概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求が請求期間を満了したとして、請求を却下した事例

## 要 旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、監督署長が平成○年 9 月 24 日付けで請求人に対してなした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を不服として、平成○年 11 月 27 日に本件審査請求書を監督署に提出したものである。

### 2 審査官の判断

(1) 審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下「労審法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、原処分のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。

(2) 監督署長の遺族補償給付及び葬祭料の不支給決定通知が請求人に配達された日は、日本郵便HPの「書留検索結果詳細（引受け番号○○号、取扱店○○集配センター）によれば、平成○年 9 月 26 日であると認められる。

そうすると、本件の請求期間は、平成○年 9 月 26 日の翌日から起算して 60 日目に当たる同年 11 月 25 日までとなる。

請求人が審査請求書を監督署に提出したのは、平成○年 11 月 27 日であり、また、当該年月日以前に審査請求に関する請求人の行為は、何ら行われていないことが認められることから、本件審査請求は、請求期間を経過してなされたことは明らかである。

(3) 労審法第 8 条第 1 項ただし書では、審査請求が請求期間を経過してなされた場合においても、請求人が正当な理由により請求期間内に審査請求することができなかったことを疎明したときはこの限りではないと定められているが、請求人は、当審査官に対し何ら疎明を行っていない。

なお、労審法第 8 条第 1 項ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般的にそのような理由があれば誰もが請求できなかったであろうことを窺い知るに足りるものでなければならないと解釈されているところである。

(4) 以上のとおりであるから、本件審査請求は請求期間を経過してなされており、その経過したことについて正当な理由があるとの疎明はなされていない。

したがって、本件審査請求は、労審法第 8 条第 1 項の規定による請求期間を経過した不適法なものであるため、同法第 10 条の規定により却下されるべきものである。